

資 料

(納税環境の整備)

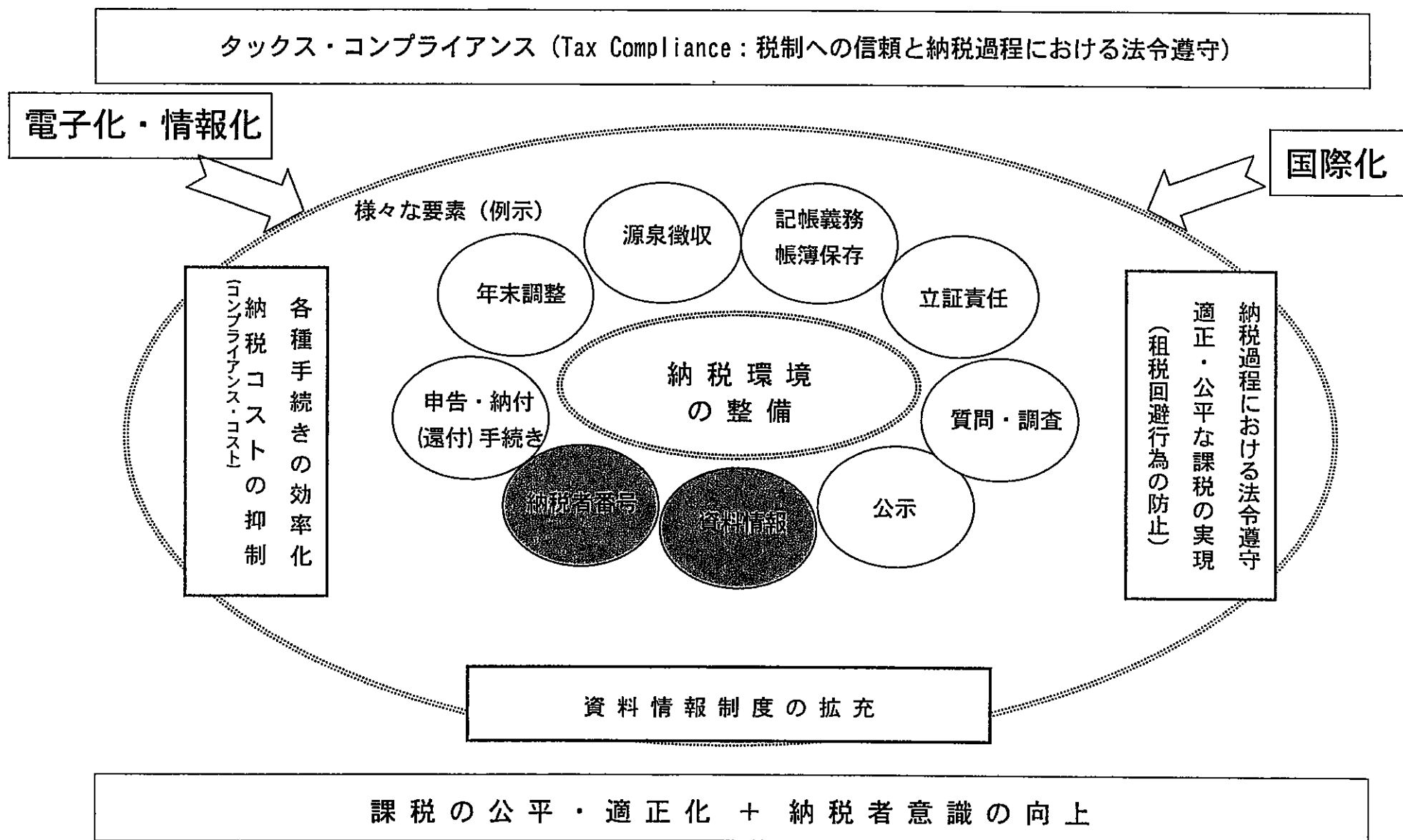
— 納税者番号制度等 —

目 次

● 納税者の信頼確保に向けた基盤整備	1
● 納税者番号制度	2
● 納税者番号制度の仕組み	3
● 納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方	4
● 平成15年6月 少子・高齢社会における税制のあり方(抄)	5
● 納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方～納税者番号制度を巡る状況変化～	7
● 金融資産性所得課税の一体化における税務執行の流れのイメージ —番号を活用したマッチング—	8
● 納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方～番号付与の方式(付番方式)のあり方～	9
● 個人付番方式の比較	10
● 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較	11
● 主要国における納税者番号制度の概要	12
● 納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方～プライバシーの保護～	13
● 個人情報保護法制の体系イメージ	14
● 個人情報の保護に関する法律等の概要	15
● OECD8 原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応	18
● 第三者提供制限の仕組みについて	19
● 施行に向けたスケジュール	20
● 個人情報の保護に関する基本方針案の概要	21
● 米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み	22
● 国税電子申告・納税システム(e-Tax)利用開始のための手続	23
● e-Tax を利用した申告、申請・届出等手続	24
● e-Tax のセキュリティ対策	25

● グリーンカード制度の概要	26
● グリーンカード制度についての経緯	27
● 納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方～納税者番号制度導入のコスト～	28
● 納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト(イメージ)	29
● 日本の法定資料の種類	30
● 米国の納税者番号制度におけるマッチング項目一覧	31
● 米国の所得税申告における主な情報申告書等の流れ(イメージ)	34
● カナダの所得税申告における主な情報申告書等の流れ(イメージ)	35
● スウェーデンの所得税申告における主な情報申告書等の流れ(イメージ)	36
● アメリカにおける納税者番号制度等を巡る主な経緯	37
● 米国における社会保障番号の主な利用範囲等の変遷について	38
● オーストラリアの納税者番号制度(Tax File Number System)の概要	39
● オーストラリアにおける納税者番号制度等を巡る主な経緯	40

納税者の信頼確保に向けた基盤整備



納 税 者 番 号 制 度

1. 納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載すること

を義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとしてマッチング(突き合わせ)して整理し、管理する方式である。

2. 諸外国においては、米国(年金番号方式)、北欧諸国(住民台帳方式)等において納税者番号制度が採用されている。

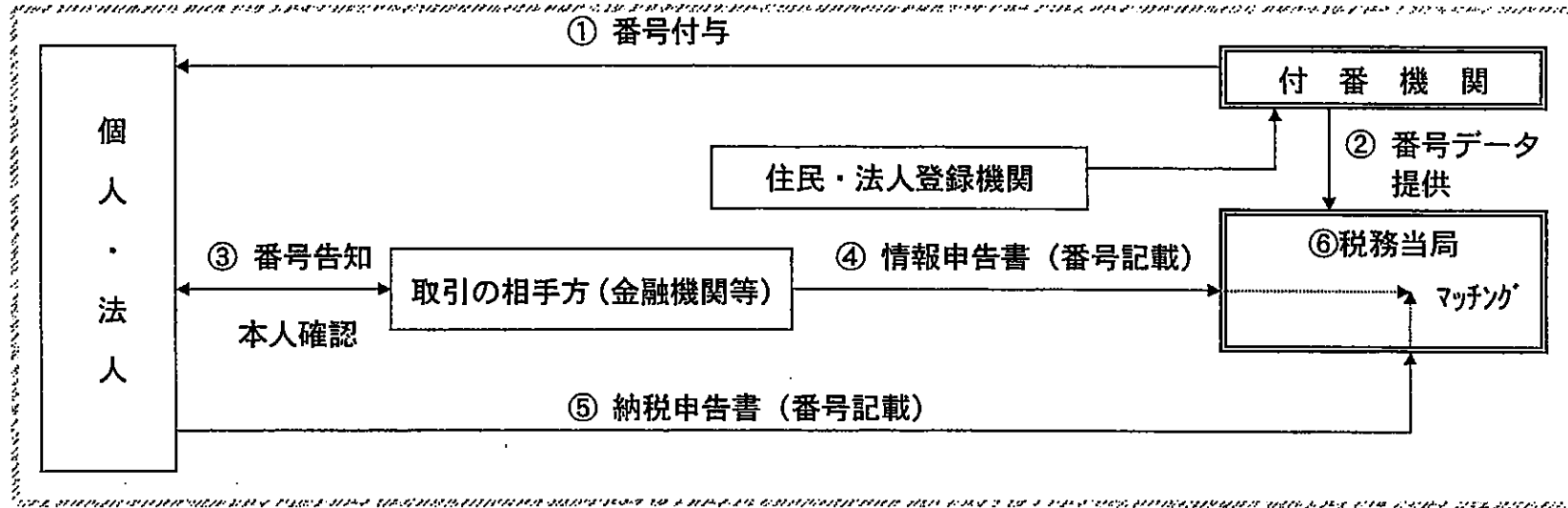
3. 番号制度の状況

○ 社会保険庁：平成9年1月から、基礎年金番号が実施されている。

○ 総 務 省：平成11年8月、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、平成14年8月に住民基本台帳ネットワークの第1次稼動が、平成15年8月に第2次稼動が開始された。

また、平成14年12月に、住基ネットワークの用途拡大を含む「行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立した(平成15年2月施行)。

納税者番号制度の仕組み



- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知する。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ) 情報申告書を納税者ごとに名寄せ
 - ロ) 情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ) マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

納税者番号制度

納税者に広く番号を付与し、

イ) 各種の取引に際して納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること

ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載することを義務付けること
によって、納税者に関する課税資料をその番号をキーとしてマッチング(突合せ)して整理し管理する方式。

納税者番号制度の検討の必要性

- ・ 適正公平な課税の実現
- ・ 税務行政の効率化・高度化
- ・ 総合課税や資産課税との関係
- ・ タックス・コンプライアンスの向上
- ・ 金融・証券税制の構築
- ・ 経済取引の電子化・グローバル化を背景とした国際的な資金ソフトへの対応

納税者番号制度を巡る状況変化

- ・ 番号利用の一般化
- ・ 行政による全国一連の番号の整備
- ・ 国際化・電子化の進展

検討の方向性

- 近年、特に金融資産性所得に対する課税一体化の検討を含めた金融・証券税制の構築のため、納税者番号制度の導入に向けた具体的な諸方策を検討する必要性が高まっている。
- 今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえた検討が必要。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠。
- また、例えば簡素な申告手続を可能とすることを含め、番号を利用する納税者の利便性が高まるよう、制度のあり方や利用方法、あるいはその利用者や対象となる取引の範囲について検討することが必要。

二 納税環境整備

納税環境整備は、課税の公平・中立・簡素の実現のために極めて重要である。また、従来から指摘されている各種所得の捕捉率をめぐる不公平感の問題への対処ともなる。今後、引き続き制度・執行の両面における取組みを着実に推進し、次のような課題について更に検討を深め、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していかねばならない。

1. 納税者番号制度

(1) 納税者番号制度の検討の必要性

納税者番号制度は、適正・公平な課税の実現に資することに加え、税務行政の効率化・高度化にも寄与することから、かねてより当調査会においても検討を重ねてきた。具体的には諸外国の経験も踏まえ、総合課税化や適正な資産課税のために、納税者番号制度の必要性を指摘してきた。近年においては、金融資産性所得を一体的に課税する新たな金融・証券税制を構築するためには、納税者番号制度が不可欠となっている。また、税務行政の効率化・高度化や納税協力（税制への信頼と納税過程における法令遵守）の向上といった観点、さらには経済取引の電子化・グローバル化を背景とした国際的な資金シフトに対応するためにも、改めて検討を行うべき時期にきている。

(2) 今後の検討の進め方

納税者番号制度については、近年、特に金融資産性所得に対する課税一体化の検討を含めた金融・証券税制の構築のため、その導入に向けた具体的な諸方策を検討する必要性が高まっている。他方、諸外国においても、制度導入当初においては番号の利

用が義務づけられる取引等の種類が限定されているのが通例である。わが国において納税者番号制度を導入する場合には、こうした諸外国の例が参考となる。

今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。また、例えば簡素な申告手続を可能とすることを含め、番号を利用する納税者の利便性が高まるよう、制度のあり方や利用方法、あるいはその利用者や対象となる取引の範囲について検討することが必要である。

2. 公示制度・資料情報制度 (略)

納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

～納税者番号制度を巡る状況変化～

【平成 12 年中期答申】

(1) 番号利用の一般化

- ① 私たちの日常生活においては各種のカードが普及し、これに伴い番号の利用が一般的なものとなり、情報化・電子化の進展もこれらの変化を後押しした結果、国民一人一人への番号付与が国による管理につながるといった抵抗感は、以前に比べると少なくなっている。
- ② ただ、現状は、個別の取引等に対応した個別のカード・番号の利用が一般的となっているにとどまり、納税者番号のような単一の番号が広く日常的に活用される状況には至っていないことにも留意。

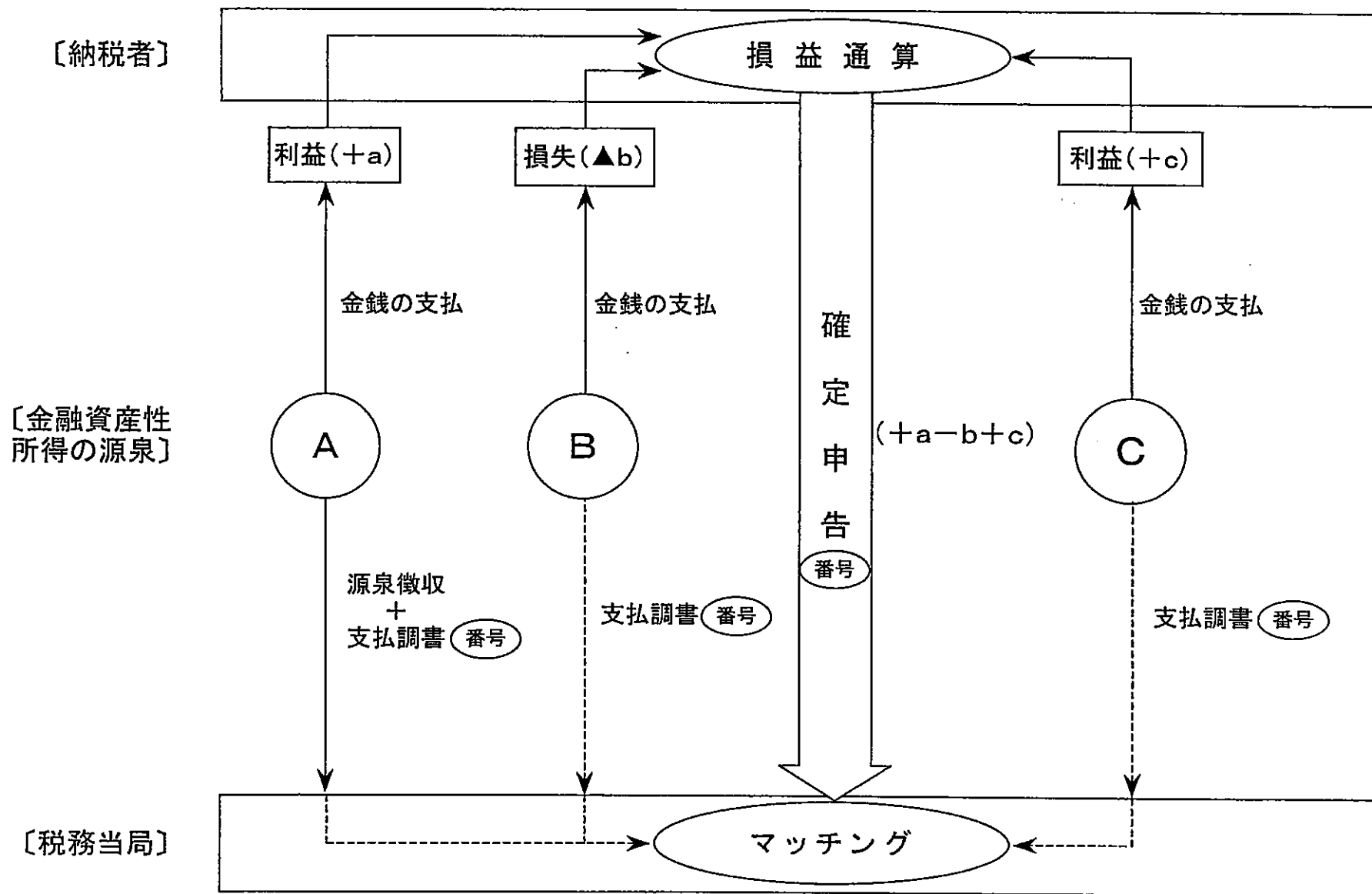
(2) 行政による全国一連の番号の整備

- ① 近年、わが国の行政において、国民の利便の増進や行政の合理化に資することを目的として、全国一連の番号の整備が進んでいる。
- ② 基礎年金番号は、公的年金番号の一本化に伴い平成 9 年 1 月から実施されている。
- ③ 住民票コードについても、平成 11 年 8 月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、その後 3 年以内に番号及びそれを用いたネットワークシステムが導入される(平成 14 年 8 月から住民基本台帳ネットワークが稼動)。
- ④ 但し、これらの一連番号は、そのまま直ちに納税者番号として利用することはできないことに留意。

(3) 国際化、電子化の進展

- ① 経済取引の国際化・電子化の急速な発展の結果、より多くの資金がより素早く移動することが可能となり、取引の範囲も広域にわたるようになってきていることから、個人や企業の金融取引に係る所得等を的確に捉えることが一層困難となるおそれがある。また、租税回避のための取引(タックス・シェルター)が増加すること考えられる。
- ② 所得等の捕捉を行って適正・公平な課税を確保するためには、これら金融商品に対し広く資料情報の提出を求める必要がある。資料情報制度を大幅に拡充していく場合には、大量の資料情報を突合・整理し、活用を図っていく上で、納税者番号制度の導入の検討が必要。

金融資産性所得課税の一体化における税務執行の流れのイメージ
ー番号を活用したマッチングー



納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

～番号付与の方式(付番方式)のあり方～

【平成 12 年中期答申】

- 二重付番がないこと、全国一連の番号で生涯変わらないものであること、番号を付与した後の住所、氏名等の異動を管理できる体制になっていること、大多数の個人及び法人を網羅していることなどが必要。
- 個人に対する付番方式の類型として、公的年金番号を利用する「年金番号方式」と住民基本台帳を利用する「住民基本台帳方式」の 2 類型が主に検討の対象となり得る。また、そのいずれについても、制度上又は性質上、これらの現行の番号をそのまま納税者番号制度に用いることはできないことに加えて、様々なメリット・デメリットがある。
- 法人に対する番号付与の方式として、税務データ方式(税務当局の管理データに基づく方法)と登記名簿方式(法人登記簿のデータに基づく方法)が考えられるが、税務データ方式については公益法人のデータがないなどの問題、登記簿方式については休眠会社の整理などの問題が指摘されている。

【平成 15 年中期答申】

- 今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	・ 国民年金法施行規則(厚生省令)	・ 住民基本台帳法
付番機関	・ 社会保険庁	・ 市区町村 (都道府県又は全国センターにおいても管理)
付番対象者	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)	・ 居住者(外国人を除く)
保有情報	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (注)住所の変更は、原則として本人の届出による	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)
他の行政機関に提供される情報	・ なし	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
カード	・ なし	・ 本人の申請により発行(平成 15 年 8 月より) (注)住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は総務省令において規定。番号の記載なし。
目的	・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 併給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)	・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化 (転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供 (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供 (条例による市町村独自の利用等)
プライバシー保護規定	・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	・ 住民基本台帳法による厳格な保護措置
民間での利用	・ 加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・ 住民基本台帳法で民間による利用を禁止
検討・実施状況	8 年 4 月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10 月 付番対象者確認 12 月 番号通知 9 年 1 月 実施	11 年 8 月 参議院において可決・成立 → 公布 14 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク 1 次稼働 12 月 住民票コードの利用提供可能事務の拡大(93 事務 ⇒264 事務)を規定する行政手続オンライン化整備 法の成立(平成 15 年 2 月施行) 15 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク 2 次稼働

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較

(平成 12 年 7 月 税制調査会「わが国税制の現状と課題

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」より抜粋)

	年金番号方式(基礎年金番号)	住民基本台帳方式(住民票コード)
メリ ット	○ 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないかと。 ○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 (← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要。)	○ 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。 ○ 住民票コードについて法律上の根拠がある(住民基本台帳法で規定)。
デ メ リ ット	● 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る(注)。 (← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込めるのではないかと。) ● 基礎年金番号について法律上の根拠がない(厚生省令で規定)。	● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面では活用できない。 ● 住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要があるのではないかと。 (← 身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすいのではないかと。)

(注) 基礎年金番号は、公的年金加入者等(外国人も含む)が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人 口 (2001 年現在)	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
ア メ リ カ	社会保障番号 (9 桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約4億200万人(累積数) (2000 年現在)	2 億 8,480 万人	社会保障庁	社会保障法	1962 年
カ ナ ダ	社会保険番号 (9 桁)	税務、失業保険、年金等	約 3,153 万人 (累積数) (1997 年現在)	3,111 万人	人的資源開発省	失業保険法	1967 年
デンマーク	統一コード (10 桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533 万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968 年
スウェーデン	統一コード (10 桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883 万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1967 年
ノルウェー	統一コード (11 桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451 万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970 年
韓 国	住民登録番号 (13 桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734 万人	行政自治部	住民登録法	1993 年
シンガポール	統一コード (1 文字 8 数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413 万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995 年
イ タ リ ア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約 5,000 万人 (1997 年現在)	5,795 万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977 年
オーストラリア	統一コード (9 桁)	税務、所得保障等	約 1,250 万人 (1996 年現在)	1,949 万人	国税庁	1988 年度税制改正法	1989 年

納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

～プライバシーの保護～

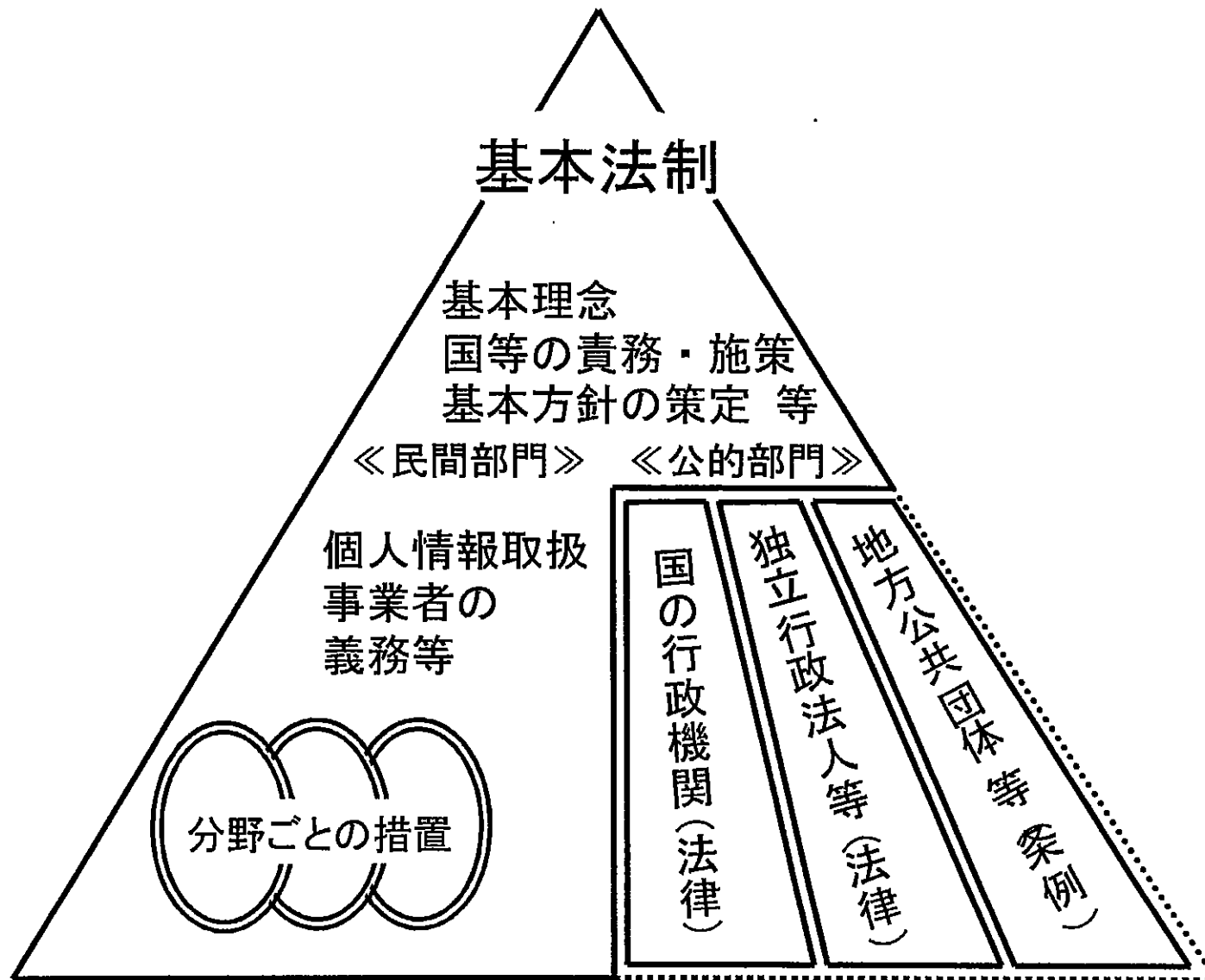
【平成 12 年中期答申】

- 納税者番号制度に関連してプライバシーの保護の問題が生じる局面は、納税者と税務当局、税務当局と他の行政当局、納税者と資料情報の提出義務者の 3 つの局面に整理することができる。
 - ① 納税者と税務当局間のプライバシー問題については、税務当局は適正な税務執行のために納税者の経済取引等に係る情報を収集することが求められており、その限りでプライバシーは制限されざるを得ない。税務行政においては、一般の公務員の守秘義務に加え、税務職員についてより重い守秘義務が税法により課されている。従って、納税者番号が導入された場合においても、基本的には、納税者と税務当局間にプライバシーの問題が新たに生じるわけではない。
 - ② 税務当局が納税者番号を用いて収集した税務データへの他の行政当局からのアクセスの問題については、公務員の守秘義務のほか、個人情報保護法による行政機関の保有する個人情報ファイルの目的外使用に関する規制がなされている。他の行政当局が税務データにアクセスできるような仕組みを構築することは、基本的に税務職員の守秘義務違反に当たる。税務データへの不正アクセス防止の問題については、今後、技術的な方策を含め検討を行っていくことが求められる。
 - ③ 取引等の際に納税者番号により本人確認を行うことで、資料情報提出義務者が知り得た納税者の個人情報を無断で第三者に売買するといった危険性が生じる。このような問題に対処するためには、現在、個人情報保護の基本法制の検討を含めた取組みがなされているところであり、今後の検討の推移を見守る必要がある。
- 納税者番号制度のような個人情報に関連する大掛かりな制度においては、プライバシー保護に関してごくわずかでも問題が生じると、制度全体の信頼を著しく損ねるおそれがあり、プライバシー保護については、引き続き十分な検討を重ねていかなければならない。

【平成 15 年中期答申】

- 今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

個人情報保護法制の体系イメージ



個人情報の保護に関する法律等の概要

個人情報の保護に関する法律

第1章 総則

1 目的（1条）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義（2条）

「個人情報」…生存する個人に関する情報（識別可能情報）

「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの。一定のマニ
ュアル処理情報を含む）

「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共
団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く）

「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念（3条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取
扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

1 国及び地方公共団体の責務（4条、5条）

2 法制上の措置等（6条）

- ・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- ・ 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個
人情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議に
かけて決定

第2節 国の施策（8条～10条）

- ・ 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）

- ・ 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- ・ 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国及び地方公共団体の協力（14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

(1) 利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）

- ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
- ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）

- ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
- ・ 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
- ・ 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示

(3) データ内容の正確性の確保（19条）

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）

- ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な
監督

(5) 第三者提供の制限（23条）

- ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
- ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等
しているときは、第三者提供が可能
- ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項
を通知等している場合）は第三者提供とみなさない

(6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）

- ・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続等についての公表等
- ・ 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

(7) 苦情の処理 (31 条)

- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

(8) 主務大臣の関与 (32 条～35 条)

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
- ・ 個人情報取扱事業者が義務規定（努力義務を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
- ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）

(9) 主務大臣 (36 条)

- ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

(1) 団体の認定 (37 条)、対象事業者 (41 条)

- ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理等を行おうとする団体の認定
- ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名又は名称の公表

(2) 個人情報保護指針 (43 条)

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

(3) 主務大臣の関与 (46 条～48 条)

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

(4) 主務大臣 (49 条)

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第5章 雑則

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外 (50 条1 項)

- ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力 (50 条3 項)
- ※ この他、権限又は事務の委任、施行の状況の公表等について規定

第6章 罰則

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則 (56 条～59 条)

附則

- ・ 公布の日から施行。第4章から第6章までの規定は、公布後2年以内に施行（附則1 条）
- ・ 経過措置（附則2 条～6 条）
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加（附則7 条）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

1 目的

国の行政機関における個人情報の適正な取扱い

2 対象機関

国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）

3 対象情報

電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報

4 個人情報の適切な取扱い

- ・ 保有制限－利用目的の達成に必要な範囲内等
- ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
- ・ 利用・提供の制限－利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
- ・ 正確性の確保－利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
- ・ 安全確保－漏洩等防止のための措置

5 個人情報ファイルの適正な管理と公表

- ・ ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
- ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）

6 本人関与

- ・ 開示請求制度－本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
- ・ 訂正請求制度－事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
- ・ 利用停止請求制度－不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務

7 不服申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務

8 罰則

以下の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則

- ・ コンピュータ処理されている個人データの漏えい
- ・ 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用
- ・ 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集

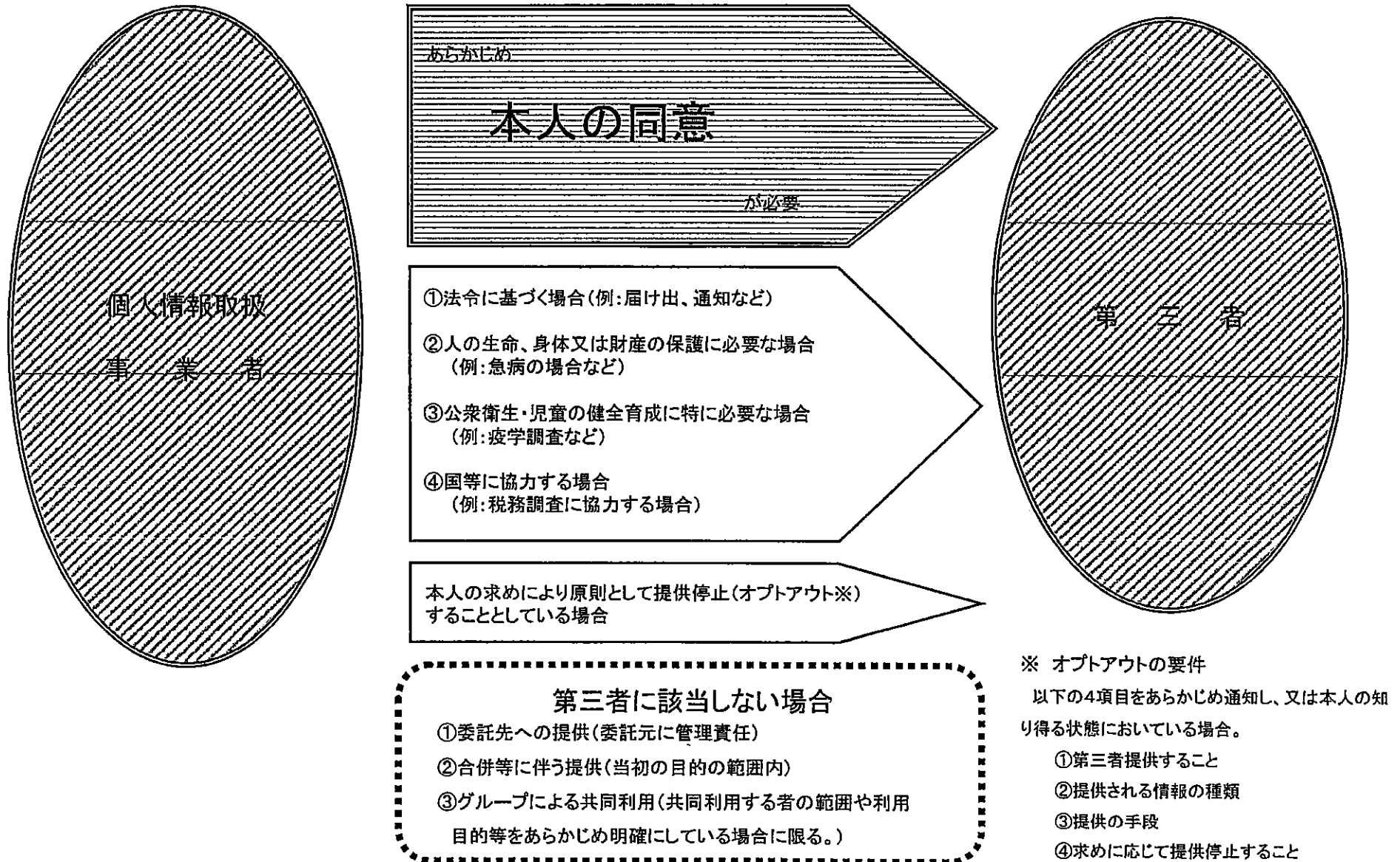
（出所）首相官邸、総務省ホームページ

OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

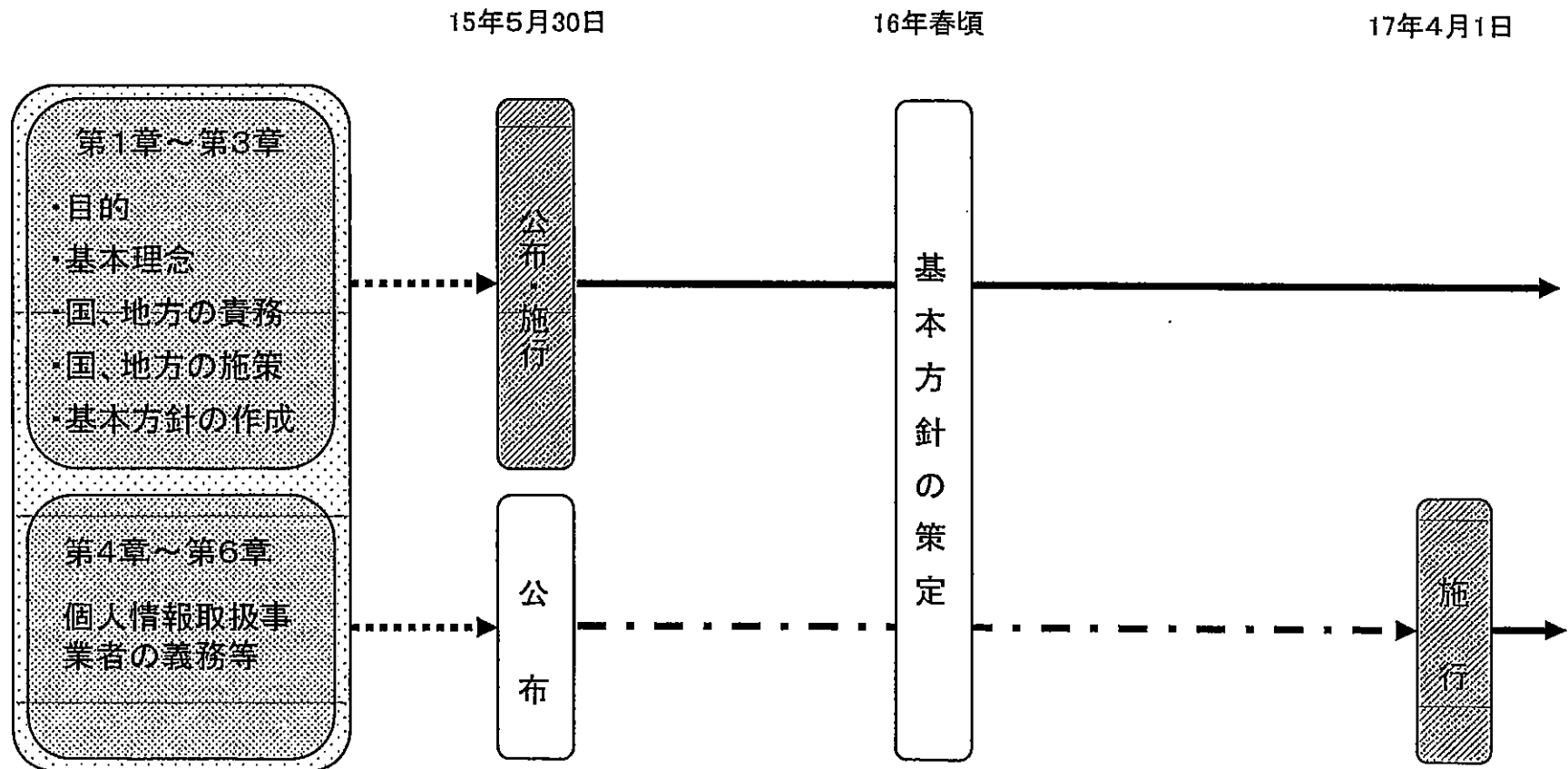
OECD8 原則	個人情報取扱事業者の義務
○ <u>目的明確化の原則</u> 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき ○ <u>利用制限の原則</u> データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない	○ 利用目的をできる限り特定しなければならない(第15条) ○ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない(第16条) ○ 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない(第23条)
○ <u>収集制限の原則</u> 適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき	○ 偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)
○ <u>データ内容の原則</u> 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき	○ 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)
○ <u>安全保護の原則</u> 合理的安全保障措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき	○ 安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条) ○ 従業者・委託先に対する必要な監督を行わなければならない。(第21,22条)
○ <u>公開の原則</u> データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき ○ <u>個人参加の原則</u> 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申し立てを保証すべき	○ 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条) ○ 利用目的等を本人の知り得る状態に置かななければならない。(第24条) ○ 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条) ○ 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条) ○ 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)
○ <u>責任の原則</u> 管理者は諸原則実施の責任を有する	○ 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)

* 各義務規定には適宜除外事由あり。

第三者提供制限の仕組みについて



施行に向けたスケジュール



個人情報の保護に関する基本方針案の概要

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(理念と制度の考え方)

- 個人情報の保護に万全を期することこそが、個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、国民一人一人がその便益を享受できる高度情報通信社会を実現。
- 各事業等の分野の実情に応じて、個人情報を取り扱う者において、自律的に個人情報の保護に万全が期されることを期待。自律的な取組に関しては、事業者、地方公共団体、国等の協力・連携が重要。

(国際的な協調)

- 法第4章の規定は、O E C D 8 原則を具体化したもの。今後、具体的な取組により、実効性の確保が重要。

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(各行政機関の保有する個人情報の保護)

- 法律の周知、職員への研修等により、行政機関個人情報保護法を適切に運用。

(制度の統一的な運用)

- 個別の事案が発生した場合、各省庁は、迅速に法第4章の規定に基づく措置等を検討。内閣府は、個人情報保護関係省庁連絡会議も活用しつつ、対応事例の蓄積・整理を行い、必要な情報を各省庁に提供。
- 各省庁は、地方公共団体との連絡・調整を強化するため、法に関する窓口を明確化するとともに、研修等により職員に知識を普及。

(事業分野ごとの方針)

- 法が、各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討。
- 特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論。

(広報・啓発)

- 内閣府及び各省庁は、事業者及び国民に対して法制度の広報・啓発をきめ細かに実施。

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(地方公共団体の保有する個人情報の保護)

- 行政機関個人情報保護法等を踏まえ、条例の制定及び見直し。

(住民・事業者等への支援)

- 地方公共団体の取組は、法及びガイドライン等との整合性に配慮することが必要。事業者等に新たな義務を課す場合には、区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要。

(国・地方公共団体の連携)

- 地方公共団体と事業等所管省庁は、基本方針に基づく各窓口を活用し、十分に連携・協力。各省庁は、必要な場合には、自ら権限を行使。

4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 法律の周知、職員への研修等により、独立行政法人等個人情報保護法を適切に運用。

5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 各地方公共団体は、個人情報保護条例において所要の規定を整備。

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 各省庁等におけるガイドライン等の検討及び各事業者の取組に当たっては、特に、①事業者が行う措置の対外的明確化、②責任体制の確保、③従業員の啓発が重要。

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

(地方公共団体の取組)

- 苦情の処理のあっせん等は、わかりやすく、なじみやすい対応が重要。
- 既存の消費生活センター等を苦情の窓口とし、これを軸に関係部局が連携を確保。

(国民生活センター、各省庁の取組)

- 国民生活センターは、研修の実施、マニュアルの作成により、窓口を支援。
- 苦情相談の事例を集約・分析し、対応事例集等の資料を作成。個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、各種相談機関において共有。

8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- 本基本方針は、情報通信技術、新事業の創出等の今後の変化に応じて見直すことが必要。
- 内閣府は、法の施行状況について国民生活審議会に報告。同審議会は、法の施行状況をフォローアップ。

(注) 上記は、平成16年3月25日、内閣総理大臣より国民生活審議会へ諮問された基本方針案の概要
(出所) 内閣府国民生活局個人情報保護推進室

米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み

○ 米国においては、社会保障番号 (SSN : Social Security Number、内国歳入法の規定により納税者番号として採用) に関して、以下のようなプライバシー保護のための措置がなされている。

(1) 1974 年プライバシー法 (Privacy Act of 1974) 上の制約

- ・ 連邦、州及び地方政府機関が強制力をもって個人に社会保障番号の開示を求めるためには、連邦法にその根拠が必要とされる。

(2) 社会保障番号に関する社会保障法上の保護

- ・ 情報の非公開：社会保障制度の運用上社会保障庁又は権限ある者が取得・管理している社会保障番号及び関連する情報は、法律または規則によって認められている場合を除き、公開を禁止している。
- ・ 不公正な社会保障番号の利用の制限：社会保障番号の設定に係る虚偽の情報提供、番号の不正使用・開示等は禁止されており、これに違反すると 10,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併科がなされる。

(3) 税務におけるプライバシー保護

- ・ 1976 年税制改革法において、内国歳入法が改正され、納税申告書及びその関連書類等の開示に関する要件を詳細に規定した。本規定により、納税申告書及びその関連書類は原則非公開とし、全ての公務員は守秘義務を負うこととなっており、これに違反すると、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併科がなされる。

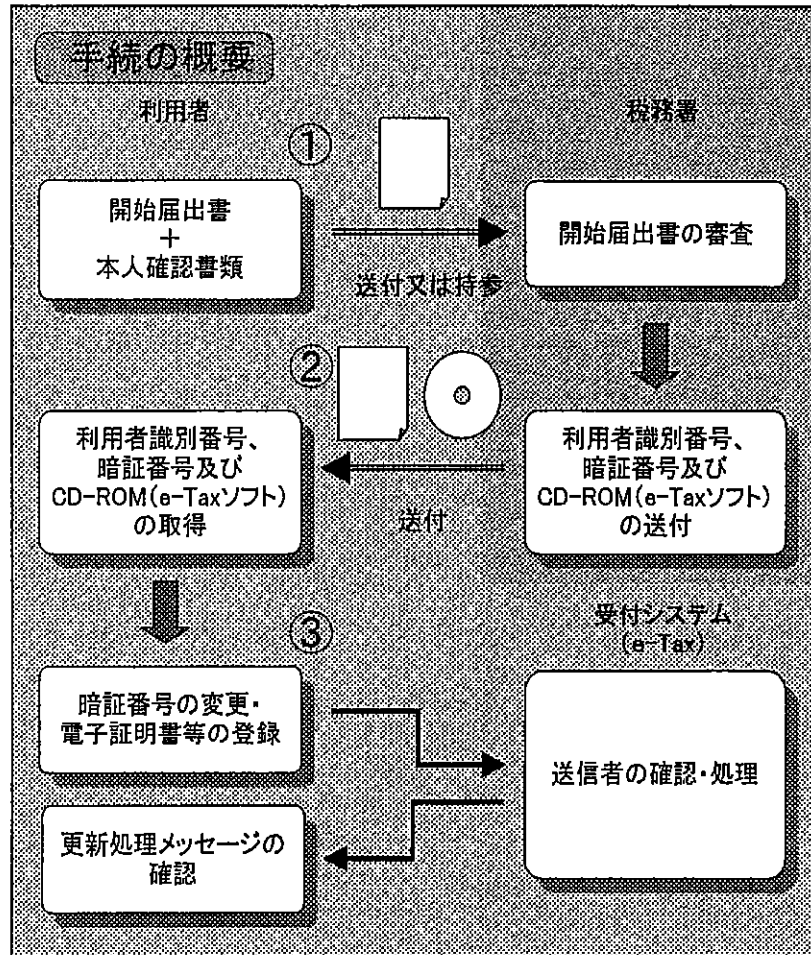
(4) 民間部門における納税者番号の利用

- ・ 連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、内国歳入法の規定により、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらが併科される。

(注 1) 納税者番号の告知を受けた者が連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、納税者はその者に対する損害賠償請求の民事訴訟を連邦地裁に提訴することができる。

(注 2) 納税者番号として使用する場合の社会保障番号については上記のような規制が存在するものの、現在、社会保障番号自体の民間における利用についてプライバシー保護の観点から規制する法律はない。

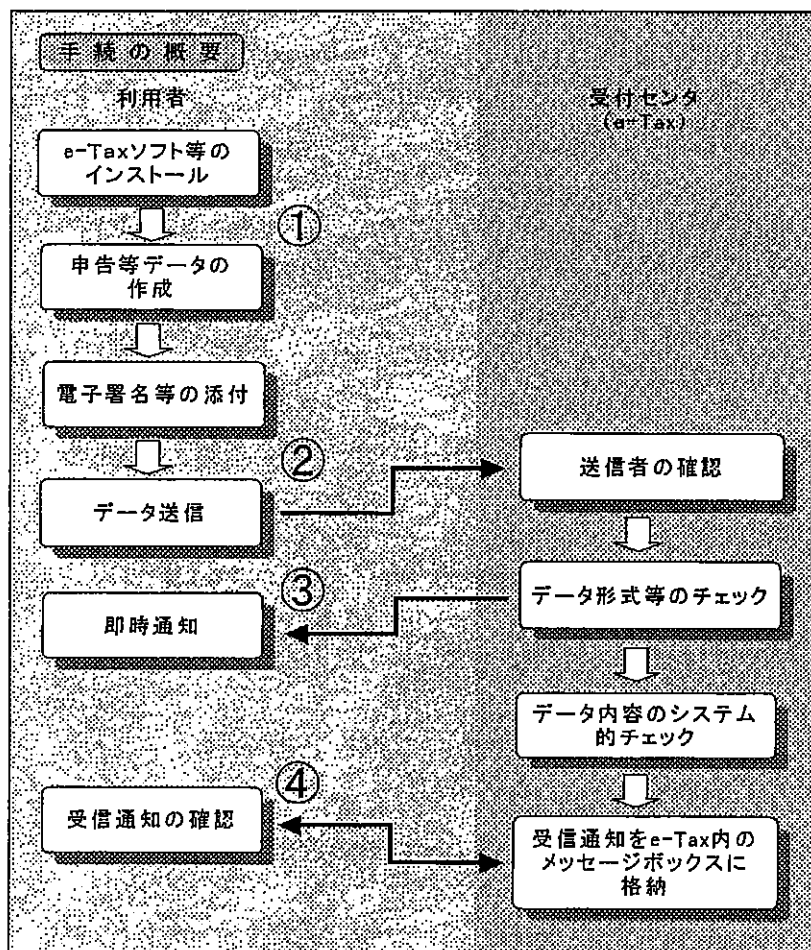
国税電子申告・納税システム(e-Tax)利用開始のための手続



- ① 開始届出書(税務署又は国税庁ホームページから入手)に、住民票の写しなど一定の本人確認書類を添付(又は提示)して所轄する税務署長に提出
- ② 利用者識別番号(注1)、暗証番号(注2)及びCD-ROM(e-Taxソフト)の取得
- ③ e-Taxにログインして、税務署から通知された暗証番号を任意の暗証番号に変更するとともに、あらかじめ取得した一定の電子証明書を登録

- 注 1. 利用者識別番号は、e-Taxで使用するIDのことで、e-Taxの利用を希望される方のみが付番されるランダムな16桁の番号です。
2. 暗証番号は、e-Taxにログインする際に、利用者識別番号を入力した方が確かに本人であることを保証するために用いられる番号であり、税務署から送付されたいわば仮の暗証番号を英大文字、英小文字、数字の3種類を必ず使用した8桁以上50桁以内の半角文字に変更する必要があります。

e-Taxを利用した申告、申請・届出等手続

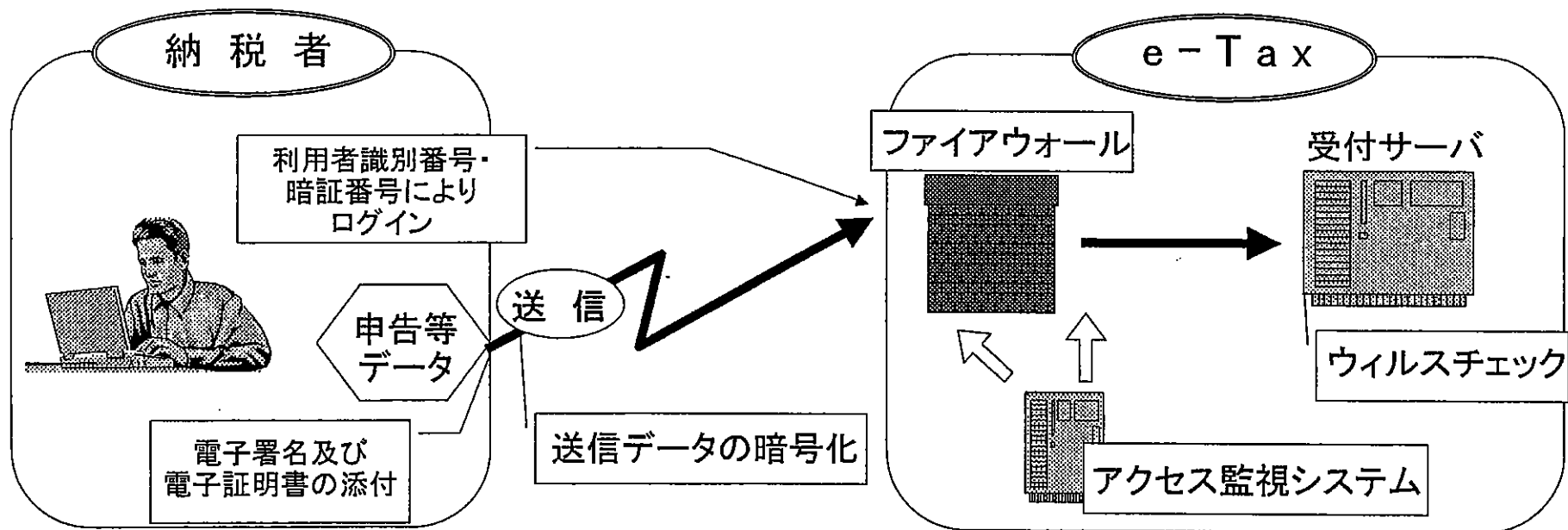


- ① e-Taxソフトをパソコンにインストールし、申告等データを作成
- ② 申告等データに電子署名及び電子証明書を添付した上で送信
- ③ e-Taxでデータ形式等のチェックを行い、正常に受信されたかどうかの判定結果、受付日時等を送信者のパソコン画面上に表示【即時通知】
- ④ 即時通知後、e-Tax内のメッセージボックスに利用者ごとに格納される送信データの審査結果を確認【受信通知】

e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxを安心して利用していただけるよう、次のような方法でセキュリティを確保しています。

- ① 利用者識別番号・暗証番号による利用者の特定及び利用者以外からのアクセス制限
- ② 電子署名及び電子証明書の添付による作成者の特定、改ざん検知
- ③ 送信データの暗号化(SSL128ビット対応)
- ④ ファイアウォールとアクセス監視システムによるデータベース等の保護
- ⑤ ウィルス対策として日々ウィルスチェックを実施



ファイアウォール……外部からの不正なアクセスを遮断するシステム

アクセス監視システム……ネットワーク上の不正な通信を検出するシステム

グリーンカード制度の概要

1 制度の趣旨

非課税貯蓄及び課税貯蓄の双方を通ずる本人確認及び名寄せを的確に行い、非課税貯蓄制度の公正な運営と、利子・配当所得等の課税の適正化を図る。

2 カードの交付

少額貯蓄の非課税制度（郵便貯金を含む。）及び少額公債の非課税制度を利用しようとする者に対し、申請によりカードを交付する。

3 カードの利用

(1) 非課税貯蓄については、金融機関、郵便局等は、カードにより本人確認を行う。

カードには、少額貯蓄、少額公債の店舗ごとの非課税限度額を記載する。

(2) 課税貯蓄の利子、配当等については、金融機関等はカードにより本人確認を行い、支払調書にはカードの交付番号を記載する。

カードのない者についての本人確認は、一定の書類（例えば、住民票の写し）の提出を求めて行う。

4 他目的利用の禁止等

(1) カード及びその記載事項については、カードの交付を受けた者が自己のために用いる場合を除き、国税に関する事務に使用する以外の目的にこれを用いてはならない。

(2) カードの交付事務従事者が、その事務に関連して得た秘密を洩らした場合は、一般の国家公務員の守秘義務違反より重い罰則が適用される。

また、カードの不正使用については、罰則が適用される。

グリーンカード制度についての経緯

年	月	日	事 項
54.	6.	19	税制調査会利子配当・土地税制特別部会設置
	12.	18	税制調査会、グリーンカード制度の導入を織り込んだ利子配当・土地税制特別部会報告提出
	12.	20	税制調査会、グリーンカード制度の導入を答申(昭和55年度の税制改正に関する答申)
55.	2.	5	グリーンカード制度の導入を織り込んだ所得税法の一部改正法案を国会に提出
	3.	31	上記法案、参議院本会議において可決成立、公布
	9.	26	グリーンカードの交付手続きに関する政省令を公布
56.	11.	5	グリーンカードの利用に関する細目、利子・配当の総合課税に関する事項を定める政省令を公布
57.	1～		グリーンカード制度の見直し論が高まる。
	8.	17	自民党議員提案によるグリーンカード制度の5年延期法案を国会に提出
	12.	25	上記法案、廃案となる。
	12.	28	グリーンカードの交付申請時期を「別に政令で定める日」まで延期する所得税法施行令の一部改正政令を閣議決定、公布
58.	1.	13	税制調査会、グリーンカード制度の取扱いについて協議
	2.	4	グリーンカード制度の3年延期を織り込んだ租税特別措置法の一部改正法案を国会に提出
	3.	31	上記法案、参議院本会議において可決成立、公布
59.	7.	6	税制調査会利子配当特別部会設置
	12.	17	税制調査会、グリーンカード制度の廃止を織り込んだ利子配当特別部会報告提出
	12.	19	税制調査会、グリーンカード制度の廃止を答申(昭和60年度の税制改正に関する答申)
60.	1.	30	グリーンカード制度の廃止を織り込んだ租税特別措置法及び所得税法の一部改正法案を国会に提出
	3.	29	上記法案、参議院本会議において可決成立

納税者番号制度に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

～納税者番号制度導入のコスト～

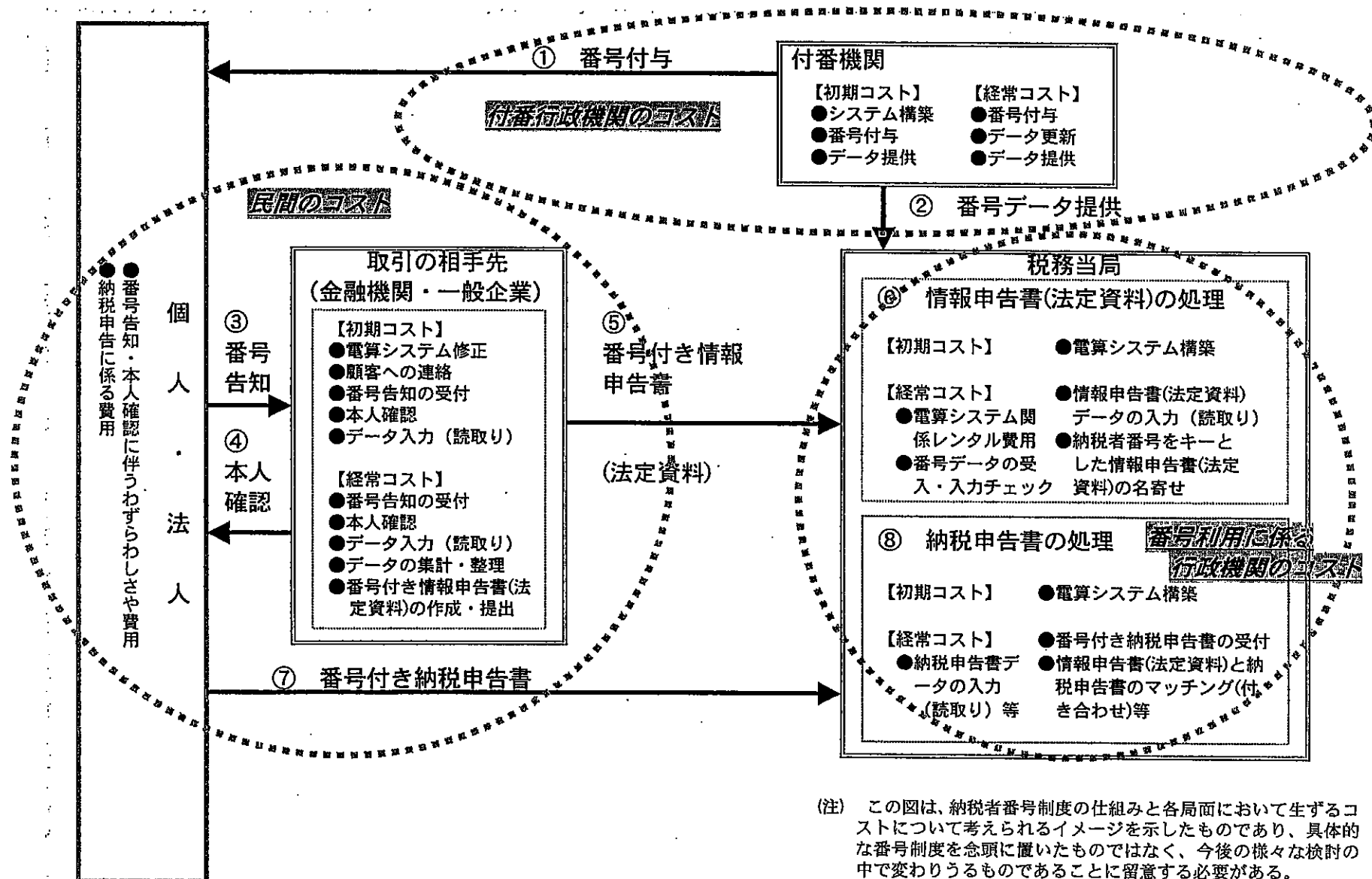
【平成 12 年中期答申】

- 納税者番号制度により生ずる具体的なコストは、納税者番号制度の対象となる資料情報の範囲等をどのように設定するかによって大きく異なる。
 - ① 金融取引については、納税者番号制度が導入される場合には、預金口座等を管理するソフトウェアの更新、顧客への利子支払額等の通知等を、新たに行わなければならない。
 - ② 一般の経済取引のうちで資料情報の提出義務が課される経済取引に関しては、個々の取引において、納税者番号を新たに追加した資料情報を提出しなければならない。
 - ③ 給与等の支払に関しては、雇用主が従業員の給与等の管理に用いる個々の従業員の整理番号について一対一で納税者番号を新たに対応させる必要が生じ、コンピューターのソフトウェア等について変更・更新等を行わなければならない。
- 個々の取引等の場において、納税者番号の告知を求めて本人確認をいちいち行わねばならない「わずらわしさ」についても、定量化されないものであるが、制度の導入に係る負担の一つとして無視できないと考えられる。

【平成 15 年中期答申】

- 今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）



日 本 の 法 定 資 料 の 種 類

【所得課税に関するもの】

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書（注1）
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書（注1）
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 自己の株式の取得等の場合の支払調書
- 8 名義人受領の利子所得の調書
- 9 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 10 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 11 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 12 交付金銭等の支払調書
- 13 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 14 特定新株予約権の付与に関する調書
- 15 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書
- 16 新株予約権の行使に関する調書
- 17 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書
- 18 特定口座年間取引報告書（注2）
- 19 先物取引に関する調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 20 定期積金の給付補てん金等の支払調書（注1）
- 21 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 22 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 23 生命保険契約等の年金の支払調書
- 24 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 25 損害保険契約等の年金の支払調書
- 26 無記名割引債の償還金の支払調書
- 27 特定振替国債等の償還金等の支払調書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 28 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 29 損害保険代理報酬の支払調書
- 30 不動産の使用料等の支払調書
- 31 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 32 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 33 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 34 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 35 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 41 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 42 信託の計算書

VII 納税義務者本人から提出されるもの

- 43 収支内訳書
- 44 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 45 財産債務明細書

【資産課税に関するもの】

- 1 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 2 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 3 退職手当金等受給者別支払調書
- 4 信託に関する受益者別（委託者別）調書

【その他】

- 1 国外送金等調書

（注） 1. 上記1、2、20の支払調書については、個人に支払う場合には税務署への提出は要しない。
2. 源泉徴収選択口座については、特定口座年間取引報告書の税務署への提出は要しない。

米国の納税者番号制度におけるマッチング項目一覧(未定稿)

<内国歳入庁(IRS)等に提出が義務付けられている情報申告書>

No.	書類様式	提出義務者	報告内容	提出先
1	1042-S	支払者(源泉徴収義務者)	非居住外国人、外国法人及び外国パートナーシップに対する米国源泉所得のうち別途報告対象(W-2)となる給与等を除き源泉徴収対象となるもの(一定の利子、配当、ロイヤルティー、ギャンブルの所得等)の支払に関する報告	IRS 受領者
2	1098	不動産担保貸付の利息 受取者(金融機関等)	1件当たり年間 600 ドル以上の事業及び取引に関連し、不動産担保貸付利息(住宅担保ローン利子等)の受取に関する報告	IRS 利息支払者
3	1098-E	適格教育ローンの利息 受取者(金融機関等)	1学生からの年間 600 ドル以上の適格教育ローン利息の受取に関する報告	IRS 利息支払者
4	1098-T	適格教育機関	適格教育機関が受領した授業料、払い戻した授業料、奨学金等の支給に関する報告	IRS 学生
5	1099-A	金銭貸付者	事業活動に関連し、財産により担保された金銭を融資する者が担保権の行使により財産の取得又は当該財産を放棄した場合の、当該債権・財産に関する報告(下限なし)	IRS 債務者
6	1099-B	有価証券ブローカー、ディーラー等(金融機関等)	顧客の株式、債券、商品等の取引に関する報告(下限なし。有価証券の売手の納税者番号、取引額等の報告)	IRS 顧客
7	1099-C	金融機関、信用組合、連邦政府機関等	1債務者に対する年間 600 ドル以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告	IRS 債務者
8	1099-CAP	法人企業	法人企業が公正市場価額 1 億ドル以上の株式の取得により他の法人の支配権を取得した場合、あるいは当該法人企業の大幅な資本構成の変化が生じた場合、取得した現金、株式、他の資産に関する報告	IRS 株主
9	1099-DIV	配当・法人利益・清算分配の支払者(金融機関等)	年間 10 ドル以上の配当・法人利益等(キャピタルゲインの分配含む)の支払い、年間 600 ドル以上の清算分配の支払に関する報告	IRS 受領者
10	1099-G	連邦・州・地方政府	年間 10 ドル以上の失業保険や州・地方税還付等の支払い、年間 600 ドル以上の農業関連給付や課税助成金等の支払いに関する報告	IRS 受領者
11	1099-H	適格健康保険サービス 提供機関	一定の被保険者に対する適格健康保険給付の前払いに関する報告(下限なし)	IRS 受領者
12	1099-INT	利子の支払者(金融機関等)	原則年間 10 ドル以上の利子の支払いに関する報告	IRS 受領者
13	1099-LTC	長期介護保険給付支払者(保険会社等)	長期介護保険契約により被保険者に対して支払われる長期介護保険給付に関する報告(下限なし)	IRS 保険契約者等
14	1099-MISC	地代等の支払者	年間 600 ドル以上の地代、賞金等の支払い、年間 10 ドル以上のロイヤルティーの支払いに関する報告	IRS 受領者

		漁業者	船員に対する報酬(金銭のみでなく、収穫物の持分による報酬を含む)に関する報告(下限なし)	IRS 受領者
		保険会社等	医療保険、健康保険プログラムにより医師や医療担当者に対して支払われる年間 600 ドル以上の支払いに関する報告	IRS 受領者
		報酬支払者	年間 600 ドル以上の従業員以外の者に対する報酬に関する報告	IRS 受領者
		魚介類卸売業者	魚介類捕獲業者からの魚介類購入(再販売目的)による現金支払い(年間 600 ドル以上)に関する報告	IRS 受領者
		保険会社等	年間 600 ドル以上の穀物保険金支払いに関する報告	IRS 受領者
		報酬の支払者	弁護士へ支払った総報酬に関する報告(下限なし)	IRS 受領者
15	1099-MSA	金融機関等	医療貯蓄口座(MSA)等からの分配に関する報告(下限なし)	IRS 受領者
16	1099-OID	債券発行者、ブローカー、金融機関等	年間 10 ドル以上の発行差金(Original Issue Discount)に関する報告	IRS 受領者
17	1099-PATR	組合(Cooperative)	組合からの出資者への年間 10 ドル以上の分配金に関する報告	IRS 受領者
18	1099-Q	金融機関等	教育貯蓄口座(Coverdell ESA)からの分配に関する報告(下限なし)	IRS 受領者
19	1099-R	年金・信託の受託者、保険会社等	企業年金プラン、個人退職勘定(IRA)等からの年間 10 ドル以上の分配に関する報告	IRS 受領者
20	1099-S	不動産取引の管理者(弁護士等)	原則として年間 600 ドル以上の不動産の売買や交換から生ずる総受取額等に関する報告	IRS 譲渡人
21	4789	金融機関	一回につき1万ドル超の金融機関を通じた預入、引出し、通貨両替、その他の支払い又は移転に関する報告	IRS ——(顧客)
22	5471	外国法人の役員、一定の株主である合衆国市民等	当該外国法人に関する報告(事業所の名称、住所、所得、貸借対照表、関連者との取引等)	IRS ——
23	5472	25%以上を外国人に所有される内国法人等	当該内国法人等が行う関連団体との取引、外国人株主に関する報告	IRS ——
24	5498	年金・信託の受託者、保険会社等	個人退職勘定(IRA)等への拠出に関する報告(下限なし)	IRS 拠出者
25	5498-ESA	金融機関等	教育貯蓄勘定(Coverdell ESA)への拠出に関する報告(下限なし)	IRS 拠出者

26	5498-MSA	金融機関等	医療貯蓄口座(MSA)等への拠出に関する報告(下限なし)	IRS 拠出者
27	8027	雇用主	レストラン等の売上、従業員の受け取ったチップに関し提出する報告(クレジット・カードによるチップ等)	IRS チップ受領者
28	8300	現金受領者	事業及び取引に関連して一取引につき1万ドル超の現金支払いを受けた場合の報告書に基づく報告	IRS 支払者
29	8308	パートナーシップ	パートナーシップ持分の売却又は交換に関する報告(金銭の記載なし)	IRS 譲渡人及び譲 受人
30	W-2G	支払者	原則として 600 ドル以上のギャンブルの勝ち金の支払に関する報告	IRS 受領者

(注1) 上記書類様式に掲げた情報申告書の種類(30)は、2003 年現在のもの。

(注2) 提出義務者の欄の網掛けは、主に金融機関が提出義務者になると思われるもの。

(注3) (上記)情報申告書を IRS と共に各受領者等に送付する場合には、当該情報申告書自体か又は代替性のある書面(複写)を送付するよう個別に規定されている。

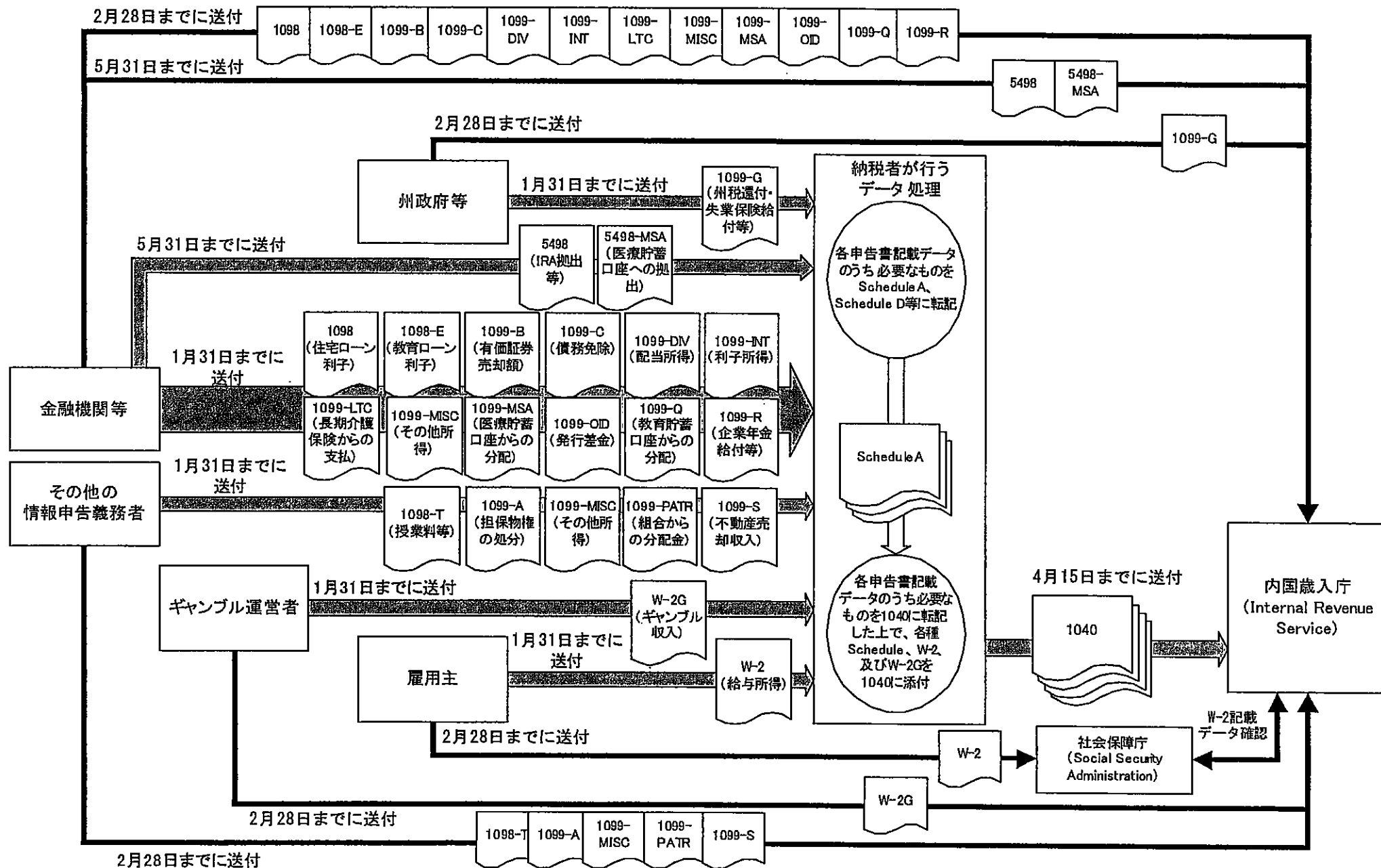
<内国歳入庁(IRS)以外の省庁にその提出が義務づけられているもの>

No.	書類様式	提出義務者	報告内容	提出先
1	W-2	雇用主	賃金支払、繰延報酬、その他の手当、所得税・社会保障税(社会保険料)の源泉徴収分等に関する報告	SSA 賃金受領者
2	TD F 90-22.1	資産の保有者	外国銀行等の外国にある口座において1万ドル超の資産を保有する場合に関する報告	財務省 ――

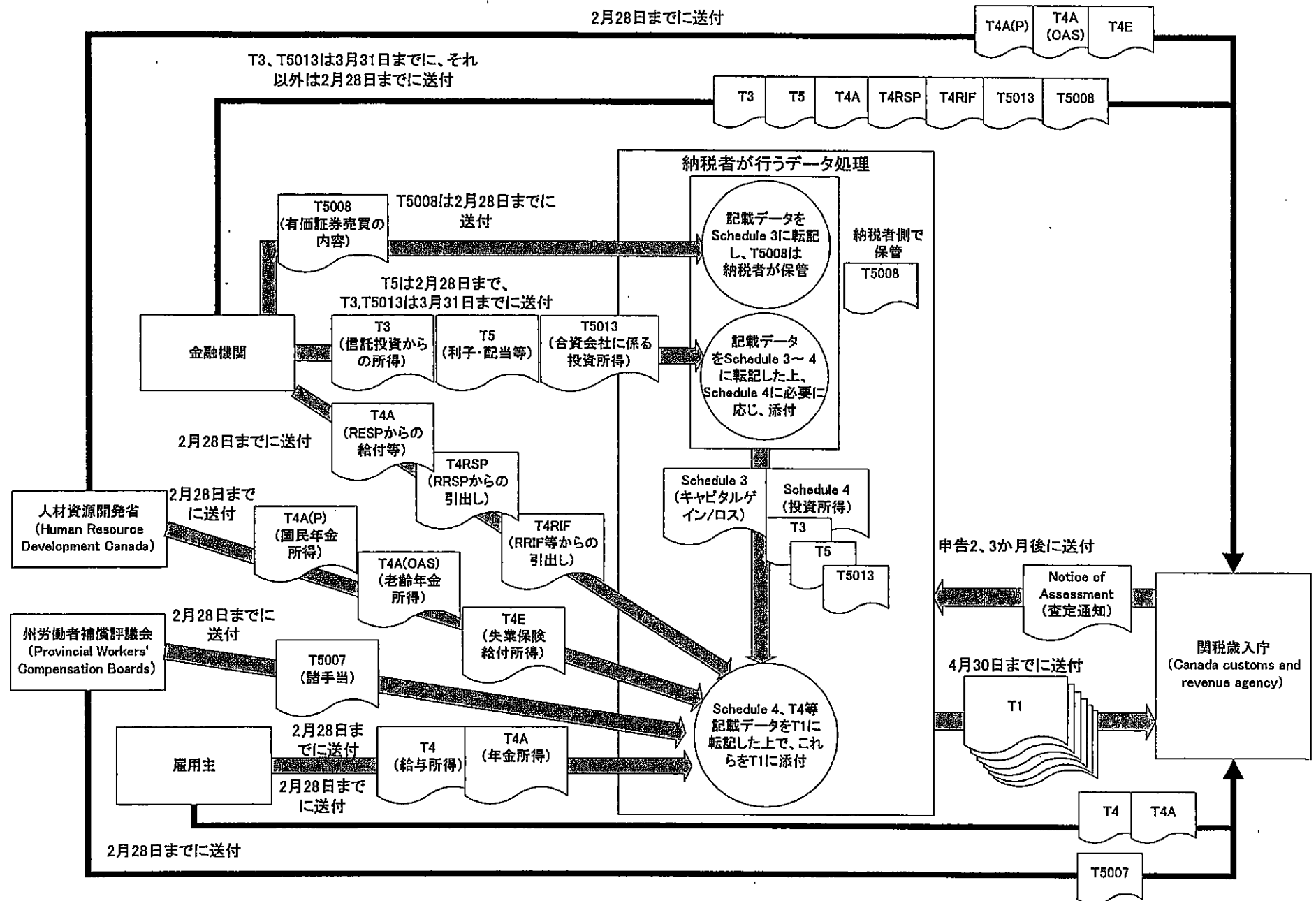
(出所) 米国内国歳入庁 Instructions 等を参照。

米国の所得税申告における主な情報申告書等の流れ(イメージ)

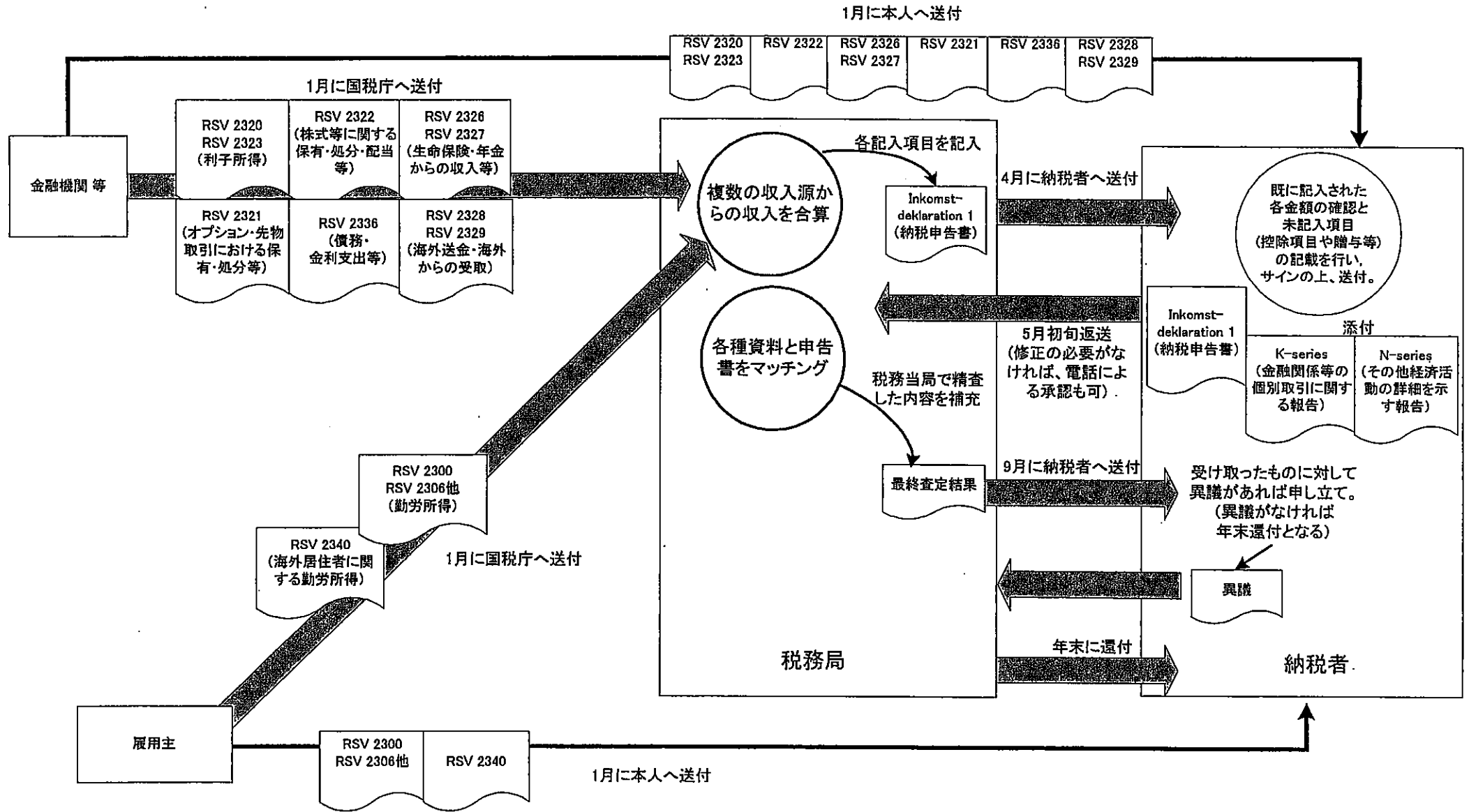
未定稿



(出所)「米国内国歳入庁」ホームページ、現地監査法人等からのヒアリング等による。



スウェーデンの所得税申告における主な情報申告書等の流れ(イメージ)



(出所)「スウェーデン税務局」ホームページ等による。

アメリカにおける納税者番号制度等を巡る主な経緯(未定稿)

(年)	給与・納税申告	利子・配当	キャピタルゲイン	その他
1961 以前	【源泉徴収】あり(1943 年～) 【情報申告】あり(W-2) SSN記載			
1961	ケネディ大統領租税教書による勧告を受け、内国歳入法改正により 納税者番号制度導入 (納税申告書等に番号使用義務付け。1962 年施行) (背景)①250 億ドルの所得申告漏れ、②電算化推進、③マッチング厳格化			
1962	内国歳入庁は、納税者番号としてSSNを採用(※SSN: Social Security Number(社会保障番号)) (背景)採用前、既に 85%～90%の個人所得申告者が申告時に提示 【納税申告】(Form1040) 番号記載義務付け(事実上SSN) 【情報申告】導入 番号記載義務付け(事実上SSN) (※1 年間準備期間があり 1963 年より施行) 【源泉徴収】一律 20%の法案→× (廃案)			
1970		全ての金融機関に対し、 顧客のSSNの保有 、及び 1 万ドル以上の取引に関するIRSへの報告を義務化(Bank Records and Foreign Transaction Act)		
1974	マッチングにおける自動システムを完成し、情報申告プログラムを設定→大規模なマッチングが開始			
1975	税制改革法案により、申告時に納税者番号未記載の場合のペナルティ強化→× (廃案)			
1976	プライバシー法成立(1974 年)を背景として、税制改革法により、SSNを全税務目的に利用可能な納税者番号として位置付け。また、州税でもSSNの利用が可能となる (→ 税務上、SSNを正式に納税者番号に)			
1982		【情報申告】SSN未記載の場合のペナルティ強化 【源泉徴収】一律 10%(※施行されず) 【裏打源徴】一律 15%(※施行されず) (背景)議会報告: 捕捉率は給与 99%、利子 89%、配当 85%	【情報申告】Form1099B 導入 SSN記載義務付け SSN未記載の場合のペナルティ強化	
1983		【源泉徴収】→× (廃止※施行されず) 【裏打源徴】導入(15%※施行されず)→20%		
1986				5 歳以上の扶養家族の SSN記載義務付け
1988				2 歳以上の扶養家族の SSN記載義務付け
1990				1 歳以上の扶養家族の SSN記載義務付け
1992		【裏打源徴】20%→31% (背景)GAO 報告書: 捕捉率は給与 99%、利子 98%、配当 92%、CG93%、事業用資産 CG72%、農業所得 68%、パートナーシップ 93%、個人事業所得 68% 等		
1996				勤労所得税額控除適用のために SSNの記載義務付け
1997				HOPE奨学税額控除適用のために SSNの記載義務付け
2001		【裏打源徴】31%→30%		
2003		【裏打源徴】30%→28%		

米国における社会保障番号の主な利用範囲等の変遷について(未定稿)

一般利用分野	税務分野(主に税法上規定されるもの)
1936 • 社会保障法制定により社会保障番号(Social Security Number(SSN)) の導入。 1943 • 社会保障番号を行政統一番号として利用開始。 1965 • 医療保険(Medicare)の創設に伴い、65 歳以上の高齢者の殆どが社会保障番号を取得することが必要とされる。 1967 • 国防総省が、軍人番号を廃止しSSNを採用。 1972 • 外国人労働者等に対してもSSNの付番を開始。 1974 • プライバシー法が成立。 (政府機関によるSSNの利用を制限。州政府のSSN 利用が可能とされる。) 1975 • AFDC(要扶養児童家族扶助)受給のためにSSNの取得・提示が義務付け。 1976 • SSNの不法利用等について、罰則が設けられる。 • 州の自動車登録と免許証の申請にもSSN の使用が可能となる。 1977 • フード・スタンプ受給のためにSSNの取得・提示が義務付けられる。 1981 • 学校給食プログラム受給のためにSSNの取得・提示が義務付けられる。 • 徴兵制度登録義務者に対してSSNの取得・提示が義務付けられる。 1982 • 債権回収法により、連邦貸付プログラムの申請者に対し、貸付機関に対するSSNの提示が義務付けられる。 1984 • 州の社会保障給付の受給資格認定のため、SSNの活用が認められる。 1986 • 商用自動車運転免許にSSNの記載が義務付けられる。 • 学生ローンの申請のためにSSNの記載が義務付けられる。 1988 • 献血機関でのSSNの使用が認められる。 1990 • DVAプログラム(退職軍人恩給)の受給のために、SSNの取得・提示が義務付けられる。 1994 • 陪審員の選出のために、SSNの活用が法的に認められる。 1998 • 個人情報窃盗(Identity Theft)等防止法が成立。	1961 • ケネディ大統領租税教書による勧告を受け、内国歳入法改正により納税者番号制度導入(納税申告書等に番号使用義務付け。1962 年施行) 1962 • 内国歳入庁は、納税者番号としてSSNを採用。 1964 • 連邦貯蓄証券(シリーズH)の購入者にSSNの提示が義務付けられる。 1970 • 全ての金融機関に対し、顧客のSSNの保有、及び 1 万ドル以上の取引に関する IRS への報告を義務付ける。 1973 • 連邦貯蓄証券(シリーズ E)の購入者にSSNの提示が義務付けられる。 1976 • 税制改革法により、SSNを全税務目的に利用可能な納税者番号として位置付け。また、州税でもSSNの利用が可能となる(→税務上、SSNを正式に納税者番号化)。 1983 • 法律により、金融機関等に利子の生ずる口座を有する者に対しSSNの提示を義務付け、それを行わない場合について罰則が設けられた。 • 納税者番号等を通知しない者等を対象とする「裏打ち源泉徴収」制度が導入される。 1984 • 離婚・別居手当支払者に IRS への SSN を報告することが義務付けられる。 1986 • 扶養控除の適用のため、5歳以上の扶養家族のSSNを申告書に記載することが義務付けられる。 1988 • 2歳以上の扶養家族のSSNを申告書に記載することが義務付けられる。 1990 • 1歳以上の扶養家族のSSNを申告書に記載することが義務付けられる。 1996 • 勤労所得税額控除(EITC)適用のため、SSNの取得・申告が義務付けられる。

(出所) 米国社会保障庁ホームページ等より作成。

オーストラリアの納税者番号制度(Tax File Number System)の概要(未定稿)

1. 趣旨

オーストラリアの納税者番号(Tax File Number(TFN))システムは、国税庁が従来から各納税者に整理番号を付けて維持してきた納税者記録整理システム(Tax File System)を整備・拡充し、それによって国税庁の所得照合事務の効率化を図り、課税漏れを防止しようとするものである。

2. 沿革

- (1) オーストラリアでは、1986 年に、脱税、課税漏れ及び社会保障給付の不正受給の防止を目的に、国民 1 人 1 人に番号を付番する「オーストラリア・カード法案」が議会に提出されたが、プライバシーの侵害等を理由に 87 年に廃案となった。
- (2) この代案として、1988 年 9 月より番号の利用を課税ないし課税関連目的に限定する「納税者番号法(Tax File Number(TFN) Act)案」が議論され、12 月に「個人情報保護法(Privacy Act)」と併せて成立し、1989 年 1 月より納税者番号制度が段階的に導入されることとなった。

3. 制度概要

(1) 概要(利用形態)

TFN は各納税者が任意に取得する。付番はオーストラリア国税庁(ATO)が行い、付番結果を各納税者に通知する。納税者は課税対象となる収入が発生する際に、その収入発生源となる団体等に TFN を提示し、収入を得る。各団体では課税に関する情報申告を国税庁に行う際に、TFN を知らされている納税者の分については、これを記載の上情報提供を行う。

(2) 特徴

TFN の利用については、各納税者の任意であるが、TFN を利用しない場合には、各納税者は一定率(最高税率)の源泉徴収が課されることとなる。具体的には、

- ① 被用者が雇用者に TFN を呈示しない場合には、雇用者は給与等の支払の際に所得税の最高税率(国民健康保険税を含む 48.25%(2002 年 1 月現在))で源泉徴収、TFN を呈示した場合には、雇用者は通常の税率で源泉徴収しなければならない、
- ② 投資家がその取引に関連して TFN を金融機関等に対し提示しない場合についても、その金融機関等は原則として、すべての利子又は配当から最高税率により源泉徴収しなければならない(1991 年 7 月～)。
- ③ 但し、上記源泉徴収額が本来の税額を超過した額については、確定申告により最終的に税額調整(還付)される。

(3) 登録方法

納税者番号を有していない者は、指定のフォームにより国税庁にその発行を申請できるが、この場合、同時に申請者の身元を確認できる書類を提出しなければならない。また、付番については、最寄りの国税局又は郵便局で申請を行うことができる。

(4) 利用範囲

TFN の利用目的は、「課税目的(給与所得と投資所得の他、給与外給付(フリンジ・ベネフィット)に対する課税等を含む)」又は、「課税関連目的(社会保障給付に関連する分野)」に限定されており、民間利用や身元確認のための利用といったその他目的での利用(目的外利用)は禁止されている。

オーストラリアにおける納税者番号制度等を巡る主な経緯(未定稿)

(年)	給与・納税申告	利子・配当	キャピタルゲイン	その他
1936	1936 年所得税賦課法(Income Tax Assessment Act 1936)により、TFN(Tax File Number)が税務当局の内部整理番号として発行される (1989 年以前) 【源泉徴収あり】 【情報申告あり】	(1991 年以前) 【情報申告あり】		
1985			キャピタルゲイン課税開始(以前は非課税)	
1986	AC(Australia Card Bill of 1986)法案(No.1)が議会へ提出される (背景) ①脱税の防止 ②社会保障給付の不正受給の防止 AC法案(No.1)プライバシー侵害に対する懸念等を理由に上院で否決			
1987	AC法案(No.2)議会へ提出、上院で否決 AC法案(No.3)議会へ提出、両院合同会議を画策も、上院がこれを憲法違反と非難 政府AC法案廃案を表明			
1988	1988 年税法改正(納税者番号)法案(Taxation Law Amendment (Tax File Numbers) Act 1988)、連邦プライバシー法案(Privacy Act of 1988)とともに提出。両案可決。			
1989	納税者番号法施行(納税者の選択により、納税者番号を付番)			
	新規採用者に雇用者へのTFN提示を求める 永続勤労者に雇用者へのTFN提示を求める 【情報申告】TFN被付番者に対しTFN記載義務付け 【納税申告】TFN被付番者に対しTFN記載義務付け 【裏打源徴導入】(最高税率 48.25%※現在は 48.5%)		キャピタルゲインにはTFNは適用されず(情報申告制度なし)	TFNの提示を条件として、高等教育授業料立替払い制度(高等教育機関の授業料につき国が立替払いをし、債務者の所得が一定水準に達した段階で立替払い費を徴収する制度)の利用が可能となる(1989)
1990		移行期間としての利子・配当・分配金等一定の投資所得へのTFN任意適用開始		社会保障給付目的でのTFNの提示が義務付けられる(1990)
1991		利子・配当・分配金等一定の投資所得へのTFN適用開始 【情報申告】TFN被付番者に対しTFN記載義務付け 【納税申告】TFN被付番者に対しTFN記載義務付け 【裏打源徴導入】(最高税率 48.25%※現在は 48.5%)		傷病手当もしくは失業手当の受給者に、配偶者のTFNの提示が義務付けられる(1991) データ照合プログラム法(給付及び租税)(The Data Matching Program(Assistance and Tax) Act of 1990)施行、税務当局の他にも 5 つの政府機関にTFNを用いたマッチングを認める(1991)
1993				年金分野におけるTFN使用が認められ、被用者/受益者は雇用者/受託人へのTFN提示が求められるようになる(1993)